

不動産所得申告用

●不動産所得の種類…貸田、貸畠、貸家、貸アパート、
貸駐車場など

※田や畠などを貸し付けて、小作料(小作米含む)などを
もらわれた場合は、不動産所得となります。

- ・自家用米価格(60kg当たり) 35,700円
- ・自家用等野菜(6歳以上/1人当たり) 12,800円

※裏面(経費の欄)もお書きください。

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電話番号	

《収入の欄》

田・畠・家・土地(駐車場)などを貸して得た収入について記入してください。

種 別 (田・畠、家 駐車場など)	不動産の所在地 (地番までご記入ください)	貸付面積 (m ²)	貸している相手方		貸付期間	令和7年中の収入金額(円)	
			住 所	氏 名		月 額	年 額
例 田	甲佐町豊内719-4	950	甲佐町豊内6500	甲佐 一郎	1月から 12月まで		米 1俵
1					月から 月まで		
2					月から 月まで		
3					月から 月まで		
4					月から 月まで		
5					月から 月まで		
6					月から 月まで		
7					月から 月まで		
8					月から 月まで		
合 計						①	円

※帳簿や領収書などの書類は、5年間(法定帳簿は7年間)保存することが義務付けられています。

不動産所得申告用

●不動産所得の種類…貸田、貸畠、貸家、貸アパート、
貸駐車場など

※田や畠などを貸し付けて、小作料(小作米含む)などを
もらわれた場合は、不動産所得となります。

・収入の明細を裏面の「収入の欄」にご記入ください。

《経費の欄》 不動産収入を得るために要した経費の合計をご記入ください。

科 目	内 容	年 間 の 合 計 (1月～12月)
租 稅 公 課	貸している土地・建物等の固定資産税など ※貸付不動産でない資産にかかる固定資産税は経費に算入 できません。	円
損 害 保 険 料	貸している建物等の火災保険料など	円
修 繕 費	貸している建物等の修理代など	円
借 入 金 利 子	貸している土地や建物等の取得費などの借入金の利子	円
減 価 償 却 費	貸している建物などの減価償却費	円
貸 倒 金	売掛金、貸付金などが返済されないための損失金	円
地 代 家 賃	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代やそれらの建物を借り ている場合などの家賃	円
広 告 宣 伝 費	新聞、雑誌、折込広告などの費用、広告用名入りカレン ダー・タオルなどの費用	円
土 地 改 良 費	貸している農地の土地改良費	円
		円
		円
		円
合 計		② 円

※ 不動産収入の経費で「科目」が不明のものは、上表の空欄に具体的にご記入ください。

《減価償却費の欄》

令和7年分から新たに減価償却を行う資産及び
令和7年中に処分した資産について記入してください。

名 称	購入・処分の区分	購入月・処分月	購入金額	事業使用割合
例:建物	○ 購入・処分	令和 7年 4月	1, 200, 000 円	70%
	購入・処分	令和 年 月	円	%
	購入・処分	令和 年 月	円	%
	購入・処分	令和 年 月	円	

経費にことができる減価償却費の合計(耐用年数と月割で計算) ③ 円

※ 新たに減価償却を行う資産は機械・事業用の器具備品・建物等で、金額が10万円以上のものを記入してください。(合計が不明の場合は、空欄でかまいません)

必要経費の合計(②+③) ④ 円

専従者控除前の所得金額(①-④) ⑤ 円

《専従者控除の欄》

事業専従者について

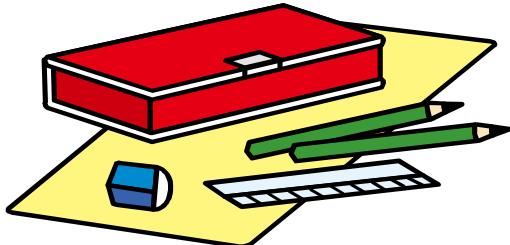
生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、令和7年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1) 配偶者の場合は86万、配偶者以外の親族は50万

(2) 専従者控除前の所得金額⑤
(事業専従者数+1)

専従者氏名	続柄	従事月数	控除額
		月	円
		月	円
		月	円
合 計		⑥	円

所得金額(⑤-⑥) 円



【問い合わせ先】

甲佐町役場 税務課 課税係

電話:096-234-1112